

各国憲法改正手続き

#	国名	4類型 (1)議会議決の加重された要件	(2)国民投票	(3)特別の憲法会議	(4)連邦を構成する支邦による承認	参考資料
1	チェコ	○ 表決数が加重される型 3/5				
2	チリ	○ 表決数が加重される型 3/5 <一定事項> 表決数が加重される型 2/3	○ 任意的国民投票制			
3	ブラジル	○ 表決数が加重される型 3/5 再度の議決が要求される型 同一構成の議会による再議決 一定期間再議決を据え置く型 (2回目は3/5)				
4	スロバキア	○ 表決数が加重される型 3/5	○ 必要的国民投票制 一定の場合において国民投票を要する			
5	スペイン	○ 表決数が加重される型 3/5 <一定事項の場合> 表決数が加重される型 2/3 再度の議決が要求される型 異なる構成の議会による再議決 選挙後の議会による再議決 改正案等の可決により議会が解散され、選挙となる場合 (2回目は2/3)	○ 必要的国民投票制 憲法改正についてすべて国民投票を要する			
6	トルコ	○ 表決数が加重される型 3/5 再度の議決が要求される型 同一構成の議会による再議決 一定期間再議決を据え置く型 (2回目は3/5)	○ 必要的/任意的両制度の併用方式 (2/3未満で大統領選し戻しなし→必要的) (2/3以上→任意的)			
7	フランス	○ 表決数が加重される型 3/5 <政府提案の場合> 再度の議決が要求される型 異なる構成の議会による再議決 両院合同会議による再議決 (2回目は3/5)	○ 必要的国民投票制 憲法改正についてすべて国民投票を要する (政府提案の場合、 ほかに両院合同会議による再議決の方式あり)			世界憲法集
8	ロシア	○ <全部改正> 表決数が加重される型 3/5 <一部改正> 表決数が加重される型 2/3:下院 3/4:上院	○ <全部改正> 任意的国民投票制	○ 全部改正にだけ憲法会議の設置を要請する (憲法会議議決要件2/3)	○ 一定事項の憲法改正について支邦による承認 (2/3の州議会の承認)	世界憲法集
9	ニカラグア	○ <一部改正> 表決数が加重される型 60% 再度の議決が要求される型 同一構成の議会による再議決 次の会期で再議決をおこなう型 (2回目は60%) <全部改正> 表決数が加重される型 2/3		○ 全部改正にだけ憲法会議の設置を要請する		
10	ケニア	○ 表決数が加重される型 65%				
11	ドイツ	○ 表決数が加重される型 2/3				世界憲法集
12	ポルトガル	○ 表決数が加重される型 2/3				
13	中国	○ 表決数が加重される型 2/3				
14	コスタリカ	○ 表決数が加重される型 2/3 再度の議決が要求される型 同一構成の議会による再議決 次の会期で再議決をおこなう型 (2回目は2/3)		○ 全部改正にだけ憲法会議の設置を要請する		各国憲法(集3集)
15	マレーシア	○ 表決数が加重される型 2/3				
16	ラオス	○ 表決数が加重される型 2/3				各国憲法集(続)
17	パキスタン	○ 表決数が加重される型 2/3				各国憲法集(続)

各国憲法改正手続き

18	ネパール	○ 表決数が加重される型 2/3				
19	クエート	○ 表決数が加重される型 2/3				
20	モナコ	○ 表決数が加重される型 2/3				
21	ウクライナ	○ 表決数が加重される型 2/3 再度の議決が要求される型 同一構成の議会による再議決 次の会期で再議決をおこなう型 (2回目は2/3)	○ 必要的国民投票制 一定の場合において国民投票を要する			
22	ハイチ	○ 表決数が加重される型 2/3 再度の議決が要求される型 異なる構成の議会による再議決 両院合同会議による再議決 (2回目は2/3)				
23	ベルギー	○ 表決数が加重される型 2/3 再度の議決が要求される型 異なる構成の議会による再議決 選挙後の議会による再議決 改正案等の可決により議会が解散され、選挙となる場合 (2回目は2/3)				
24	アイスランド	○ 表決数が加重される型 2/3 再度の議決が要求される型 異なる構成の議会による再議決 選挙後の議会による再議決 改正案等の可決により議会が解散され、選挙となる場合 (2回目は2/3)				各国憲法(集3集)
25	フィンランド	○ 表決数が加重される型 2/3 再度の議決が要求される型 異なる構成の議会による再議決 選挙後の議会による再議決 改正案等の可決により議会が解散され、選挙となる場合 (2回目は2/3)				
26	オランダ	○ 表決数が加重される型 2/3 再度の議決が要求される型 異なる構成の議会による議決 選挙後の議会による再議決 改正案等の可決により議会が解散され、選挙となる場合 (2回目は2/3)				各国憲法集(7)
27	ベラルーシ	○ 表決数が加重される型 2/3 再度の議決が要求される型 同一構成の議会による再議決 一定期間再議決を据え置く型 (2回目は2/3)	○ 任意的国民投票制			
28	ペルー	○ 表決数が加重される型 2/3 再度の議決が要求される型 同一構成の議会による再議決 一定期間再議決を据え置く型 (2回目は2/3) ※ほかに国民投票の方式	○ 必要的国民投票制 憲法改正について全て国民投票を要する ※ほかに議会議決の加重された要件の方式			
29	ルーマニア	○ 表決数が加重される型 2/3 ※ほかに両院合同会議の3/4の方式	○ 必要的国民投票制 憲法改正について全て国民投票を要する	○ ほかに議会議決の加重された要件の方式		
30	韓国	○ 表決数が加重される型 2/3	○ 必要的国民投票制 憲法改正についてすべて国民投票を要する			世界憲法集
31	ポーランド	○ 表決数が加重される型 2/3	○ 必要的国民投票制 一定の場合において国民投票を要する			
32	バングラディッシュ	○ 表決数が加重される型 2/3	○ 必要的国民投票制 一定の場合において国民投票を要する			
33	シンガポール	○ 表決数が加重される型 2/3	○ 必要的国民投票制 一定の場合において国民投票を要する (2/3の承認)			
34	スリランカ	○ 表決数が加重される型 2/3	○ 必要的国民投票制 一定の場合において国民投票を要する			
35	モザンビーク	○ 表決数が加重される型 2/3	○ 必要的国民投票制 一定の場合において国民投票を要する			
36	スウェーデン	○ 表決数が加重される型 2/3	○ 必要的国民投票制 一定の場合において国民投票を要する			

各国憲法改正手続き

37	モロッコ	○ <議員提案> 表決数が加重される型 2/3	○ 必要的／任意的両制度の併用方式 (議員提案→必要的) (国王提案→任意的)				
38	オーストリア	○ 表決数が加重される型 2/3	○ 必要的／任意的両制度の併用方式 (全部改正→必要的) (一部改正→任意的)				各国憲法集(3)
39	アルバニア	○ 表決数が加重される型 2/3	○ 任意的国民投票制				
40	メキシコ	○ 表決数が加重される型 2/3				○ 憲法改正について支那による承認 (過半数の州議会の承認)	各国憲法集
41	アメリカ	○ 表決数が加重される型 2/3 ※ほかに憲法会議による方式			○ 憲法改正について憲法会議の設置を要請する (+2/3の州議会の要請)	○ 憲法改正について支那による承認 (3/4の州議会の承認or3/4の集の憲法会議の承認)	世界憲法集
42	インド	○ 表決数が加重される型 2/3				○ 憲法改正について支那による承認 (過半数の州議会の承認)	各国憲法集
43	エチオピア	○ 表決数が加重される型 2/3：両院合同会議 <一定事項> 表決数が加重される型 2/3：下院のみ				○ 憲法改正について支那による承認 (一定事項：全ての州議会の承認) (その他：2/3の州議会の承認)	
44	南アフリカ	○ <一定事項> 表決数が加重される型 2/3 3/4				○ 一定事項の憲法改正について支那による承認 (少なくとも6州議会の承認)	
45	シリア	○ 表決数が加重される型 3/4					
46	ブルガリア	○ 表決数が加重される型 3/4			○ 全面改正にだけ憲法会議の設置を要請する (議会議決は不要。憲法会議の議決要件2/3)		
47	モンゴル	○ 表決数が加重される型 3/4	○ 任意的国民投票制				
48	台湾	○ 表決数が加重される型 3/4			○ 憲法改正について憲法会議の設置を要請する		
49	ブルガリア	○ 表決数が加重される型 3/4 (2/3以上3/4未満の場合、再議決の2/3)					
50	フィリピン	○ 表決数が加重される型 3/4 ※ほかに特別の憲法会議の方式	○ 必要的国民投票制 憲法改正についてすべて国民投票を要するもの		○ 憲法改正について憲法会議の設置を要請する ※ほかに議会議決の加重された要件の方式		
51	イタリア	○ 再度の議決が要求される型 同一構成の議会による再議決 一定期間再議決を据え置く型 (2回目2/3未満の場合任意的国民投票)	○ 任意的国民投票制				世界憲法集
52	パナマ	○ 再度の議決が要求される型 同一構成の議会による再議決 一定期間再議決を据え置く型 ほかに 再度の議決が要求される型 異なる構成の議会による再議決 改正案等の可決により議会在解散され、選挙となる場合	○ 必要的国民投票制				
53	エクアドル	○ 再度の議決が要求される型 同一構成の議会による再議決 一定期間再議決を据え置く型 (2回目は2/3) ※ほかに国民投票による方式	○ 必要的国民投票制 一定の場合において国民投票を要するもの ※ほかに議会議決の加重された要件の方式				
54	コロンビア	○ 再度の議決が要求される型 同一構成の議会による再議決 次の会期で再議決をおこなう型	○ 任意的国民投票制		○ 憲法改正について憲法会議の設置を要請する (2回の議決の後、任意的国民投票で設置要請ある場合) ※ほかに任意的国民投票による方式		
55	デンマーク	○ 再度の議決が要求される型 異なる構成の議会による再議決 選挙後の議会による再議決 改正案等の可決により議会在解散され、選挙となる場合	○ 必要的国民投票制				
56	ノルウェー	○ 再度の議決が要求される型 異なる構成の議会による再議決 選挙後の議会による再議決 選挙後の議会による再議決 次の選挙まで改正手続きを停止する場合 (選挙後議会の議決要件2/3)					各国憲法集
57	スウェーデン	○ 再度の議決が要求される型 異なる構成の議会による再議決 選挙後の議会による再議決 選挙後の議会による再議決 次の選挙まで改正手続きを停止する場合	○ 任意的国民投票制				各国憲法集(1)
58	アイルランド		○ 必要的国民投票制 憲法改正についてすべて国民投票を要する				各国憲法集(2)
59	スイス		○ 必要的国民投票制 憲法改正についてすべて国民投票を要する			○ 憲法改正について支那による承認 (州単位の国民投票における過半数州の承認)	各国憲法集(6)

各国憲法改正手続き

60	パラグアイ		○ 必要的国民投票制 一定の場合において国民投票を要する	○ 全面改正にだけ憲法会議の設置を要請する (+2/3の議決)		
61	オーストラリア		○ 任意的国民投票制		○ 憲法改正について支那による承認 (州単位国民投票における過半数州の承認)	各国憲法集
62	アルジェリア		○ 必要的／任意的両制度の併用方式 (各院の議決＋必要的 (両院合同会議の議決：任意的))			
63	カナダ				○ 憲法改正について支那による承認 (一般の改正：上下院、2/3以上の州議会の承認) (一部事項：上下院、全州の承認)	各国憲法集(4)
64	ギリシャ	○ 表決数が加重される型 3/5 再度の議決が要求される型 同一構成の議会による再議決 一定期間再議決を繰り返す型 (2回目は3/5、次の議会で過半数)				各国憲法集(5)
	日本	○ 表決数が加重される型 2/3	○ 必要的国民投票制			

(注意事項)

本資料は「憲法改正手続の類型 平成15年3月26日 国立国会図書館調査及び立法考査局 政治議会課憲法室」を元としている
[http://www.shugiin.go.jp/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/shuken024.pdf/\\$File/shuken024.pdf](http://www.shugiin.go.jp/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/shuken024.pdf/$File/shuken024.pdf)

基本的には上記資料を表形式に転記したものである。

#1から#62は全て上記資料を元としている。#63から#64は憲法条文から読み取って4類型を判断した。

下記参考資料で憲法条文の日本語訳を入手できたものはその該当条文も確認している。(色付きのセル)

赤色セルは参考資料が昭和30年代と古いため、現在は条文が変わっている可能性がある

色付きセルの国の該当条文はホームページ「茶色の朝を迎えないために」<http://brownmorning.s3-website-ap-northeast-1.amazonaws.com> に掲載している。

本資料は元資料の作成者とは一切関係ない

(参考資料)

各国憲法集	昭和30年3月	衆議院法制局、国立国会図書館調査立法考査局、内閣法制局
各国憲法集(続)	昭和32年11月	衆議院法制局、国立国会図書館調査立法考査局、内閣法制局
各国憲法集(第三集)	昭和34年7月	衆議院法制局、国立国会図書館調査立法考査局、内閣法制局
世界憲法集	解説世界憲法集 第4版	樋口陽一・吉田善明 編 (株)三省堂
各国憲法集(1)	2012年1月	国立国会図書館調査および立法考査局
各国憲法集(2)	2012年3月	国立国会図書館調査および立法考査局
各国憲法集(3)	2012年3月	国立国会図書館調査および立法考査局
各国憲法集(4)	2012年3月	国立国会図書館調査および立法考査局
各国憲法集(5)	2013年2月	国立国会図書館調査および立法考査局
各国憲法集(6)	2013年3月	国立国会図書館調査および立法考査局
各国憲法集(7)	2013年3月	国立国会図書館調査および立法考査局

(変更履歴)

2013-10-01	注意事項のURL修正
2013-05-12	新規作成